# 第2回(仮称)八王子市男女共同参画推進条例制定検討会 会議録(要旨)

日時 令和3年(2021年)7月15日(木)午後6時~午後8時

会議形式 ウェブ会議

#### 出席者

江原 由美子	飯田 いずみ	細江 祐子
島﨑 誠	野崎 忠行	清水 弘美
石川 茂子	伊藤・セツ	八木橋 宏勇
青木 耕平	北見 みゆき	福澤 武文

### 出席職員

市民活動推進部長	小山 等
男女共同参画課長	冨澤 知恵子

#### 事務局

小峰 明美	佐宗 政明	神谷 義孝
瀧澤 里佳子	村上 佳穂	

公開・非公開の別 「全ての議題について公開」

傍聴人の人数 10人

# 【配布資料】

資料1 (仮称)八王子市男女共同参画推進条例制定検討会開催スケジュール(修正案)

資料2 条例制定の必要性について

資料3 講座及び大学におけるワークショップ結果

資料4 各種アンケート結果

資料 5 男女共同参画を進めていく上での課題及び解決策

資料 6 第1回(仮称)八王子市男女共同参画推進条例制定検討会での参加者からの意見

開会

- 1 市民活動推進部長あいさつ
- 2 議事
  - (1) 検討会スケジュール日程変更について
  - (2) 男女共同参画を推進するための条例とは
  - (3) アンケート等の結果報告
- 3 質疑・意見交換
- 4 その他
  - ・次回の検討会開催について
  - 事務連絡

閉会

# ■ 市民活動推進部長あいさつ

# ■ 検討会の進行及び運営について

参加者の北山氏について、本人の意思により辞任する旨を報告。

#### ■議事

(1)検討会スケジュール日程変更について(資料1)

#### 【事務局より】

第1回の検討会において、「条例の内容について検討する機会が少ない」という意 見を受けて検討会スケジュール(修正案)を見直した。

新型コロナウイルス感染症の影響によりアンケートが計画どおりに進まなかったこと、社会状況が変わった点も踏まえて議論をしたいことなどから、条例施行の時期を1年ずらす方向で検討会スケジュールを見直し、パブリックコメント前の検討会の開催数の増や、参加者の任期を延長したいことなどについて説明。

#### 【参加者からの意見等】

座 長・・・議事1、検討会の日程変更等について、この内容でよろしいか。 参加者全員・・・異議なし。

## (2) 男女共同参画を推進するための条例とは(資料2)

- ・事務局より、条例制定の必要性について令和元年度に行った大学生へのアンケート結果を紹介
- ・弁護士でもある参加者より、条例とは何かについて以下の内容の講話
  - ▶ 条例を制定する意義

権利を制限し義務を課するためには条例が必要 首長が変わっても一つの基準となって活きる 自治体の政策立案のひとつの根拠となる

▶ 条例制定の範囲

憲法第94条の範囲内、地方自治法第14条第1項に反することはできないが、 最近の傾向として、法律の定めはあくまでも最低限を定めたもので、それ以上 の規定を許さない趣旨ではないという解釈

- ▶ 男女共同参画に関する法と条例との違い 男女共同参画社会基本法では大枠を定めたもので、市町村でとるべき理念や基本的な原則・ルールといった具現化するものは自治体で作るもの
- ▶ 条例の実効性を確保する手法の一例

規制的な手法・・・従わないものを排除することで目的を達成する

誘導的な手法・・・主体的な協力を得ることで目的を達成する

行政指導・・・特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導・勧告・助言 その他の行為

#### 【参加者からの意見等】

- 参加者・・・行政・市そのものが、条例で定められた理念に反した場合は誰が取り上げる のか。
- 参加者 ⇒ 苦情処理機関について設けた条例であれば、まずはそこに申出することになるかと思われるし、そういうものを審査する組織ができればそこで見てもらう。合法かどうかの最終判断は裁判所となる。
- 参加者・・・条例を制定することは、それほど強制力はないが、市民や事業者に対してこ ういう方向で目指そうと啓発する感じなのかとイメージした。極端なことだ が、この検討会で強制力のある条例にすることも可能なのか。
- 参加者 ⇒ 要件はあるが罰則を作ることも可能。ただし、かなり過激になると思われる。

- 参加者・・・第 1 回検討会に資料 6 「他自治体の条例」で提出された先行自治体の条例について、あれらは理念条例なのか、それとも実効性のある条例なのか。
- 事務局 ⇒ 基本的には理念条例と捉えている。ただし、各自治体によって条例の中で具体的に何をするか等を記載しているため、理念にプラスして具体的な動きにつながるような形となっていると解釈している。
- 参加者 ⇒ 事務局の解釈でよいと思う。条例の中に具体的施策が含まれるのであれば単なる理念条例ではないが、それほど強制力を持つものではないと思う。
- 参加者・・・全体をまとめる理念条例であるべきだと思う。苦情処理委員会等で処理する 時に条例に基づいて判断していくのに使えると思う。市全体を一か所の苦情 処理委員会で処理していくのは大変なので、様々な組織の中で個別の苦情処 理委員会を作り、その中でやっていくことになるかと思っている。
- 参加者・・・市の機関で、男女共同参画に関わることを含め、包括的な苦情を処理する機関があるのか。
- 事務局 ⇒ そのような機関はないため、男女に関わる苦情を受け付ける場合は、この条 例で作る形になるかと思う。
- 参加者・・・条例を根拠にしておかないとその時の市政の在り方によって変わってしまう ことがある。変わることが悪いとも言えないが、そういった要素も含めどん な条例にするか考えていきたい。
- 参加者・・・男女共同参画の参画は平等の一部でしかないと思う。条例の名称として男女 平等条例がいいと思うし、その方が前回事務局からの説明の中にあった八王 子の100年先に合うと思う。
- 事務局 ⇒ 前回の説明は、100 年先の未来を見据えて、今何をすべきか、どんな条例をつくったらよいかということで、条例の中身についても、100 年先にも通じるものにするか、短期で効果を出すために時限的なものにするか、様々な考え方を含めて議論していただければと思う。

# (3) アンケート等の結果報告(資料3・4)

- ・事務局より、資料3・4について、それぞれのポイントを説明
- ・資料3については、講座及び大学におけるワークショップ結果(男女共同参画における 課題について、家庭、地域、職場などでどう感じているか、またその解決策)について 説明
- ・資料4については、各種アンケート調査結果(講座、LINE、事業者、新人職員、学童保育所、職員 e-ラーニング研修)及びアンケートにおける共通の設問(「固定的性別役割分担意識の考え方」、「職場における男女格差」、「市に取り組んでほしいこと」)について横断的に整理して説明

## 【参加者からの意見等】

- 参加者・・・LINE アンケートと学童保育所アンケートにおける「固定的性別役割分担意識」 の設問で、「意識していない」という選択肢を入れた理由は何か。
- 事務局 ⇒ この選択肢は、若い世代が性別による考え方自体をもう意識していないという結果を想定して入れた。しかし、実際は若い世代よりも上の世代の割合が高く、想定とは違う結果になった。「意識していない」の回答者はなぜこの選択肢を選んだかについては、追加の質問がないので不明。
- 参加者・・・資料 4 の「1 講座内でのアンケート」の各アンケート調査の時期はいつか。 事務局  $\Rightarrow$  令和 2 年 11 月から令和 3 年 3 月までの講座におけるアンケート結果である。
- 参加者・・・資料3の「4 創価大学におけるワークショップ結果」について、学校の課題 として、男女別の名簿や男女別の性教育を行っているとあるが、実態とは異 なると思われる。
- 参加者 ⇒ 地方から来ている学生が多いと、教育における地域的な多様性の差が出ていると推測される。いろいろな意見がある中で、これも一つの意見として捉えるといいと思う。
- 参加者 ⇒ 中学・高校であれば、東京における教育の実態だと思うが、大学であれば地 方の実態が混ざってくる可能性はかなり高い。
- 参加者・・・資料4の「3 事業者アンケート」について2点指摘。1点目は、回答率が低 すぎるという問題で、この結果を全体として受け取るべきか。2点目は、設 問内容が、本当の実態が分かるようなアンケート構成になっていないように

感じる。2点目については、設問において、「年間で育児休業・介護休業を取得した人数」を聞いているのに、次の設問の「ワーク・ライフ・バランスを推進するための企業の取組」については育児休業・介護休業の選択肢がないのは、設問内容が合っていないと思う。最後の設問で「市に取り組んでほしいこと」の回答結果の上位に、特に育児や女性の働き方に関して配慮してほしいような選択肢がいくつか上がっていることから考えると、企業における育児休業や介護休業についての制度内容を設問に組み込まないといけないと感じた。事業者のスタンスは重要なファクターだと思うので、実態を適切に把握しないと条例に反映できないのではないか。

- 事務局 ⇒ 2点の指摘どおり、事業者の実態については男女共同参画のポイントになると 思われるので、今後どのような方法で行うかも含め事業者の声を集める形を とりたいと考えている。
- 参加者・・・共通の設問の「固定的性別役割分担意識の考え方」において、「意識していない」という部分が大きな問題だと思っている。特に、高齢者における割合が高いというのは、男女差別があることが当たり前だと思っている人が多いのではないか。学校教育の中で年齢が上がるにつれて男女平等の意識がある教育が薄れていっていると思う。無意識のうちの固定的性別役割分担意識を明らかにする必要があり、アンケートについては「意識していない」という部分について、もっと掘り下げた方がよい。

事務局 ⇒ 今後、アンケート期間を設けられるかどうかも含め、検討する。

参加者・・・アンケート結果が若い世代や子育て世代に偏っていると感じる。時間の兼ね 合いもあると思うが、再アンケートするのであれば、市民全体に対するアン ケートを行った方がよいと思う。

事務局 ⇒ 不足部分については、実施が可能かも含めて検討する。

## ■ 質疑・意見交換

特になし。

# ■ その他

- ・次回の検討会日程・・・令和3年(2021年)11月12日(金)18時より開催 (新型コロナウイルス感染症の状況によっては対面形式で開催)
- ・資料 5 については、各自記入後、令和 3 年 (2021 年) 7 月 30 日 (金) までに提出